

# 《納税についてのお知らせ》

## ～申告・納付期限の延長について～

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税を利用されている方の振替日が変更されました。

## 振替日【振替納税の場合】

所得税及び復興特別所得税 : 5月15日(金)  
消費税及び地方消費税 : 5月19日(火)

振替日の2～3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。

- ◎ 新たに振替納税をご利用される方、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった方又はご利用の金融機関を変更される方は、納税の期限までに管轄税務署に「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。
- ◎ 残高不足などの理由により、預貯金口座から引落しできませんと、4月17日から延滞税がかかります。

## 納税の期限【現金納付・電子納税(ダイレクト納付を含む)の場合】

所得税及び復興特別所得税 ・ 消費税及び地方消費税 ・ 贈与税  
いずれも 4月16日(木)

- ◎ 申告書の提出後に、納付書等の送付によるお知らせはありません。
- ◎ 現金納付する際は、納税に使用する納付書を税務署又は金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で入手するか、QRコードを利用したコンビニ納付により納税の期限までに納付してください。
- ◎ 納税の期限までに納付されないと、4月17日から延滞税がかかります。

## 納税は振替納税が便利です！

「振替納税」を利用されますと指定の預貯金口座から自動的に納税されますので、期限に遅れる心配がなく、また、納税のために銀行等に出向く必要がないなど便利・安全・確実です。

### ☆新たに振替納税をご利用される方へ

- 「預貯金口座振替依頼書」を提出するだけで、手続は簡単です。
  - 「預貯金口座振替依頼書」は4月16日までに提出してください。
  - 一度、手続をされますと、翌年以降の手続は不要です。
- ※ 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに手続が必要です。

### 所得税の延納を希望される方へ

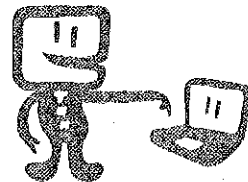
- ◇ 延納期限は6月1日（月）です。
- ◇ 延納を利用するには、期限内に申告し、確定申告分の納税額の2分の1以上を次のとおり納税する必要があります。
  - ・ 振替納税される方は、振替日に引落しされること。
  - ・ 現金納付等により納税される方は、納税の期限（4月16日（木））までに納付すること。
- ◇ 延納期間中は、利子税がかかります。

### ダイレクト納付のご案内

国税の納付手続には、「ダイレクト納付」がご利用いただけます。

「ダイレクト納付」は、金融機関等に出向くことなく、自宅に居ながらにして国税の納付手続が可能となるため、非常に便利な制度です。

ご利用に当たっては、事前準備が必要となりますので、e-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認、又は、所轄の税務署（管理運営部門（担当））にお尋ねください。



自宅やオフィスの  
パソコンから、  
イータックス。



税務署